

於父母（通）探取（古）

ナク自給シテ先般ヨリナクニ致シテ
証書者ニ付其日付ニ於テハ、今日迄五次ニ渡ルニ至リ、
公認ニ付テ

昭和五年五月八日
昭和五年五月八日
昭和五年五月八日
昭和五年五月八日
昭和五年五月八日

5.5.10
1107

勞秘第一四二四第

昭和五年五月八日

警視總監 丸山 吉

山 吉

告

内務大臣 安達 謙藏 殿
社會局長官 吉田 茂 殿
火取 神奈川 縣 縣知事 殿

合資會社豐洲社印刷所ノ勞働事録ニ關スル件（第二報—解決）

勞働事録ヲ讀ムニ當テ、世間ニ於テハ、後日支拂フ事ニ協定成テ、吾等
解決アリ

探取工場ノ勞働事録ニ就テハ、既報ノ要共ニ、後一應ノ解決ヲ告ケ、
シルカ狀況ニ付テ

記